

停止（必要な改善期間）・改善が不可能な場合は許可取消し（罰則のある違反行為は罰条をもって記載）

27	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が業を行うに足りる基準に不適合 （第7条の3第2号）
28	第7条の4第2項に該当
29	一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が法で定める基準又は計画に不適合 （第9条の2第1項第1号）
30	一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が環境省令で定める基準に不適合 （第9条の2第1項第2号）
31	第9条の2の2第2項に該当
32	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が業を行うに足りる基準に不適合 （第14条の3第2号）
33	第14条の3の2第2項に該当
34	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が業を行うに足りる基準に不適合 （第14条の6において読み替えて準用する第14条の3第2号）
35	第14条の6において読み替えて準用する第14条の3の2第2項に該当
36	産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理が法で定める基準又は計画に不適合 （第15条の2の7第1号）
37	産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が環境省令で定める基準に不適合 （第15条の2の7第2号）
38	第15条の3第2項に該当
39	事故時応急措置命令違反（第29条第7号）

停止90日（罰則のある違反行為は罰条をもって記載）

40	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号）
41	虚偽管理票交付（第27条の2第6号）
42	管理票に係る勧告の措置命令違反（第27条の2第11号）

停止60日（罰則のある違反行為は罰条をもって記載）

43	施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）
----	------------------------